

緊急連絡先の変更について

県営住宅に入居する方は、2名の緊急連絡先を提出していただいております。
この緊急連絡先を変更する場合は、必要書類を添付し愛知県住宅供給公社へ
届け出てください。

詳しくは管轄の住宅管理事務所・支所へお問い合わせください。

1 緊急連絡先を変更しなければならないとき

- (1) 緊急連絡先の方が死亡したとき
- (2) 緊急連絡先の方の住所が不明になったとき
- (3) 緊急連絡先の方と同居することとなったとき
- (4) 緊急連絡先の方の氏名、住所又は電話番号が変更になったとき

2 必要書類

緊急連絡先変更届	記入例を参考に作成してください。
緊急連絡先の方の現住所を確認 できる公的書類	住民票、運転免許証、在留カードなど (コピー可)

3 届出・申請方法

管轄の住宅管理事務所、支所へ持参又は郵送による受付となります。

緊急連絡先変更届

年 月 日

愛知県知事 殿

[賃借人]

県営住宅の 名称及び番号	住宅 街区 棟 号
フリガナ	
氏 名	

私は下記のとおり緊急連絡先を変更しましたので届け出ます。
以下に掲げる場合には、その事実を緊急連絡先に伝えることに同意します。

賃借人又は同居者に連絡する必要が生じたが、連絡がとれない場合

賃借人又は同居者の死亡、急病、事故等の場合

賃借人に住宅の明渡しを請求することが見込まれる場合

賃借人が家賃等を3か月以上滞納し、指導しても納付されない場合
(緊急連絡先に家賃等を請求することはありません。)

賃借人又は同居者が禁止事項を行い、指導しても改善がみられない場合

[禁止事項] 迷惑行為 (犬、猫等の動物を飼育すること、騒音を起こすこと、他の入居者等に迷惑となる行為等)、無断の転貸、用途変更、同居、増築及び模様替え等

変更後 [緊急連絡先① (親族)] [緊急連絡先②]

フリガナ		賃借人との関係
氏 名		
住 所	〒 固定電話 — — 携帯電話 — —	

私は上記賃借人の緊急連絡先となり、連絡を受けたときは誠実に対応します。

[緊急連絡先① (親族)]

賃借人の死亡、行方不明等の場合は、退去手続等に協力します。

変更前 [緊急連絡先① (親族)] [緊急連絡先②]

フリガナ		賃借人との関係
氏 名		
住 所	〒 固定電話 — — 携帯電話 — —	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 愛知県県営住宅条例第45条第1項の規定により愛知県住宅供給公社が普通県営住宅(公営住宅に準じて管理を行う県営住宅を除く。)又は共同施設の管理を行う場合にあっては、この様式中「愛知県知事殿」とあるのは、「愛知県住宅供給公社理事長様」とする。

記入例

緊急連絡先変更届

○年 ○月 ○日

愛知県知事 殿

[賃借人]

県営住宅の 名称及び番号	○○住宅 ○街区 ○棟 ○○○号
フリガナ	アイチ イチロウ
氏名	愛知 一郎

私は下記のとおり緊急連絡先を変更しましたので届け出ます。
以下に掲げる場合には、その事実を緊急連絡先に伝えることに同意します。

賃借人又は同居者に連絡する必要が生じたが、連絡がとれない場合

賃借人又は同居者の死亡、急病、事故等の場合

賃借人に住宅の明渡しを請求することが見込まれる場合

賃借人が家賃等を3か月以上滞納し、指導しても納付されない場合
(緊急連絡先に家賃等を請求することはありません。)

賃借人又は同居者が禁止事項を行い、指導しても改善がみられない場合

[禁止事項] 迷惑行為(犬、猫等の動物を飼育すること、騒音を起こすこと、他の入居者等に迷惑となる行為等)、無断の転貸、用途変更、同居、増築及び模様替え等

変更後 [緊急連絡先①(親族)] [緊急連絡先②]

フリガナ	アイチ タロウ	賃借人との関係
氏名	愛知 太郎	実父
住所	〒○○○-○○○○ 名古屋市中区丸の内○○-○○ 固定電話 000-000-0000 携帯電話 000-0000-0000	

私は上記賃借人の緊急連絡先となり、連絡を受けたときは誠実に対応します。

[緊急連絡先①(親族)]

賃借人の死亡、行方不明等の場合は、退去手続等に協力します。

変更前 [緊急連絡先①(親族)] [緊急連絡先②]

フリガナ	アイチ ジロウ	賃借人との関係
氏名	愛知 次郎	実弟
住所	〒○○○-○○○○ 名古屋市中区三の丸○○-○○ 固定電話 000-000-0000 携帯電話 000-0000-0000	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 愛知県県営住宅条例第45条第1項の規定により愛知県住宅供給公社が普通県営住宅(公営住宅に準じて管理を行う県営住宅を除く。)又は共同施設の管理を行う場合にあっては、この様式中「愛知県知事殿」とあるのは、「愛知県住宅供給公社理事長様」とする。

住宅管理事務所・支所の連絡先等

名古屋尾張住宅管理事務所 052-973-1791	
〒460-8566 名古屋市中区丸の内三丁目19番30号（愛知県住宅供給公社ビル5階） 《所管する区域》 名古屋市、瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町	
名古屋尾張住宅管理事務所	海部駐在 0567-24-7330
〒496-8531 津島市西柳原町1-14（愛知県海部総合庁舎5階） 《所管する区域》 津島市、愛西市	
名古屋尾張住宅管理事務所	一宮支所 0586-28-5411
〒491-0053 一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4（愛知県一宮建設事務所1階） 《所管する区域》 一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町	
名古屋尾張住宅管理事務所	知多支所 0569-23-2716
〒475-0925 半田市宮本町三丁目217-21（セントラルビル5階） 《所管する区域》 半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、東浦町、武豊町	
三河住宅管理事務所 0564-23-1863	
〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4（愛知県西三河総合庁舎5階） 《所管する区域》 岡崎市、西尾市、幸田町	
三河住宅管理事務所	知立支所 0566-84-5677
〒472-0026 知立市上重原町蔵福寺124（愛知県知立建設事務所南館1階） 《所管する区域》 碧南市、刈谷市、安城市、高浜市	
三河住宅管理事務所	豊田加茂支所 0565-34-2001
〒471-0027 豊田市喜多町6丁目3-4（豊田公営住宅センター） 《所管する区域》 豊田市、みよし市	
三河住宅管理事務所	東三河支所 0532-53-5616
〒440-0801 豊橋市今橋町6（愛知県東三河建設事務所1階） 《所管する区域》 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村	